

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化

従前より、国の通知に基づき、建設廃棄物の排出事業者は、原則、元請業者とされてきましたが、平成22年改正の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成23年4月1日施行）」で、建設系廃棄物の排出事業者は元請業者であることが、明確に定義されました。

1 元請業者を排出事業者とする。

法第21条の3第1項

土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）^{※1}が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事^{※2}の注文者から直接建設工事を請け負った建設業^{※3}を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

※1 建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。

※2 他の者から請け負ったものを除く。

※3 建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。



<解説>

○ この規定により、元請業者が排出事業者（条文上の「排出者」と同義）にあたるのが、明確に定義づけられました。

・元請業者→産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可業者と委託契約を締結し、マニフェストを交付する必要があります。

・下請負人→産業廃棄物収集運搬業・処分業許可がなければ、運搬・処分はできません。

元請業者に代わって、委託契約の締結及びマニフェストの交付はできません。

○ 元請業者の委託により、廃棄物処理業の許可を有しない下請負人が運搬を行った場合、元請業者は委託基準違反に、下請負人は無許可営業となります。

（罰則：5年以下の懲役及び1000万円以下（法人は3億円以下）の罰金等）

2 例外規定（一定の条件で、下請負人を排出事業者とみなす）

（1）下請負人が建設工事現場内で保管を行う場合

法第21条の3第2項

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者（以下「下請負人」という。）が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第12条第2項、第12条の2第2項及び第19条の3（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定を適用する。



<解説>

○ 元請業者が建設工事に伴い生ずる廃棄物を現場内で保管する場合と同様、下請負人による現場内保管についても産業廃棄物保管基準が適用されます。

○ 下請負人が産業廃棄物保管基準に適合しない保管を行ったときは、改善命令の対象となり、改善命令に違反した場合は、罰則（3年以下の懲役及び300万円以下の罰金）が適用されます。

(2) 下請負人が一定の条件で運搬する場合

法第21条の3第3項

建設工事に伴い生ずる廃棄物（①～⑥のいずれにも該当するものに限る。）について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第7条第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第14条第1項、第14条の4第1項及び第19条の3（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定の適用については、第1項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ・解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事であって、その請負代金（発注者からの元請負代金）の額が500万円以下である工事（解体、新築、増築工事は対象外）
 - ・引き渡しがされた建築物等の瑕疵の補修工事であって、請負代金相当額が500万円以下である工事（瑕疵：欠陥、ミスのこと。）
- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物の運搬であること。（PCB廃棄物、廃石綿等は対象外）
- ③ 1回当たりに運搬される量が1立方メートル以下であることが明らかになるよう区分して運搬されること。
- ④ 廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存する施設又は積替保管場所（元請業者が所有権又は使用権原を有するもの、元請業者が委託契約を締結した施設に限る。）に運搬されるもの。
- ⑤ 運搬途中において保管が行われないこと。（途中での積降し不可）
- ⑥ 個別の建設工事に係る書面による請負契約で、下請負人が運搬を行うことが定められていること。

建設工事の請負が基本契約書に基づくものである場合、建設工事に伴い生ずる廃棄物が①～⑤に該当するものであるか否かは個別の建設工事ごとに判断が必要で、さらに基本契約書の締結時点では特定が困難であること。

よって、個別の建設工事ごとに必要な事項を記載した別紙を交わす旨を基本契約書に記載していれば、個別の建設工事ごとに別紙（参考様式P5～6）を交わすことで代えられます。



<解説>

①～⑥の全ての条件を満たす場合、収集運搬許可がない下請負人により運搬することができます。（併せて、産業廃棄物処理基準の遵守、改善命令の規定が適用されます。）

この規定が適用された廃棄物であっても、元請業者が排出事業者として、処分業者への委託契約及びマニフェストの交付を行わなければなりません。（法第12条第5項、法第12条の3）

- ①～⑥の一つでも満たさずに廃棄物処理業の許可を有しない下請負人が運搬を行った場合、当該運搬が元請業者の委託（指示又は示唆により行われた場合を含む。）によるものであるときは、元請業者は委託基準違反に、下請負人は無許可営業となります。

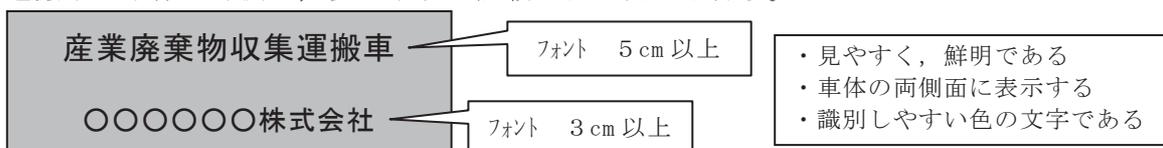
（罰則：5年以下の懲役及び1000万円以下（法人は3億円以下）の罰金等）

「(2) 下請負人が一定の条件で運搬する場合」は、極めて限定的に適用される規定のため、下請負人による運搬を行う際には、事前に、産業廃棄物の行政窓口にご相談する等、ご確認ください。

- 下請負人が自らの廃棄物として運搬する場合、下請負人は、次の産業廃棄物処理基準に従い運搬する必要があります。

産業廃棄物処理基準

- 1 運搬車、運搬容器は、産業廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのないものとする。
- 2 産業廃棄物の収集又は運搬は、産業廃棄物が飛散・流出しないようにする。
- 3 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずる。
- 4 石綿含有産業廃棄物（重量比で石綿が 0.1%を超えるもの。例：スレート）を運搬する場合は、石綿含有廃棄物が破砕することのない方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう区分して運搬する。
- 5 運搬車の車体の外側に、次の事項が記載された表示を行う。



- 6 運搬車には、所定の事項を記載した書面を備え付けておく。
 - ①当該廃棄物が省令第 18 条の 2 で定める廃棄物であることを証する書面 (P5～6 参考様式)
 - ②当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面（請負契約の基本契約書又は注文請書等）

(3) 元請業者から委託を受けずに下請負人が他人に委託する場合

法第21条の3第4項

建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合には、第6条の2第6項及び第7項、第12条第5項から第7項まで、第12条の2第5項から第7項まで、第12条の3並びに第12条の5の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第1項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。



<解説>

○ この規定は、元請業者の破産など、やむなく下請負人が当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例において、下請負人に対する法的な規制がなくなることを避けるため、委託に関する諸規制を下請負人に課すために設けられたものです。

○ 下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨する趣旨ではありません。

やむを得ない事情により、下請負人が元請業者から委託を受けることができずに、廃棄物の処理を委託する場合には、下請負人を排出事業者とみなし、委託基準及びマニフェストの交付義務が適用されることを規定したものです。



※ 注意事項（法第19条の5第1項第4号）

例外規定により、下請負人が排出事業者として違法に廃棄物処理や委託等を行い、その結果、生活環境保全上の支障等が生じたとき又はそのおそれがあるときは、下請負人のみならず、元請業者に対しても、撤去等の措置をとるよう法第19条の5の規定による措置命令が発出される場合があります。

参考：関係通知

- ・平成23年2月4日付環廃対発第110204004号・環廃産発第110204001号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知
「[廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について](#)」
- ・平成23年2月4日付環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知
「[廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について](#)」
- ・平成23年3月17日付環廃産発第110317001号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知
「[産業廃棄物管理票制度の運用について](#)」
- ・平成23年3月30日付環廃産発第110329004号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知
「[建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について](#)」
- ・平成23年3月31日付環廃対発第110331001号・環廃産発第110331004号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長・産業廃棄物課長・適正処理不法投棄対策室長通知
「[石綿含有廃棄物等の適正処理について](#)」・「[石綿含有廃棄物等処理マニュアル\(第2版\)](#)」

(裏面)

運搬を行う期間	年 月 日～ 年 月 日
運搬を行う 従業員の氏名	
運搬車の 車両番号	
維持修繕工事の場合	
当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
瑕疵補修工事の場合	
引渡年月日	年 月 日
当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
備考	
<ol style="list-style-type: none">1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1㎡以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：畳一畳）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。	